



株主との対話に関する基本方針

1. 持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、株主との建設的な対話を行う。
2. 関係法令、証券取引所の関係規定等に則して情報開示を実施するとともに、それら以外でも、当社グループに関する理解のために必要と判断されるものについては、非財務情報も含めて自主的に開示する。
3. 株主及び投資家との対話については、財務経理管掌取締役が責任者となり、関係各部が連携、協議し適切な対応を行う。
4. 毎年最低1回は、国内外投資家を対象とする説明会を開催し、取締役が説明する。また個別に面談の要請があれば、その要請の内容に応じて、可能な限り社外取締役を含む取締役又は監査役が対応する。
5. 取締役会は、対話の内容、結果について報告を受ける。
6. 対話に当たっては、インサイダー取引関連法令・規則に則り、インサイダー情報の管理を適切に行う。
7. 建設的な対話を促進するため、株主構成の把握に努める。

2021年11月22日

三井倉庫ホールディングス株式会社

